

なくす会ニュースレター

〒330-0064
さいたま市浦和区岸町 7-11-5 県生協連内
Tel048-844-8972 Fax048-844-8973
<http://saitama-higainakusukai.or.jp/>

ご協力ください！

アンケート用紙は《埼玉消費者被害をなくす会》を  **検索**
《消費者アンケート・めやすばこ》

価格の表記について

新聞折込チラシや店舗での表示などでは、税込価格と税抜価格（本体価格）の表記が、業者ごとに異なっています。消費者として、どのような価格表記が『一番わかりやすい』と思っているのか、どの表記が『一番わかりにくい』と思っているのかを調査します。

人身傷害保険（自動車保険）について

自動車保険に加入したきっかけ、保険を利用したことの有無、トラブルになったことの有無や人身傷害保険を利用する際に受け取る補償額に違いが出る場合があることを知っていたかなどについて調査します。



今年も活動委員が会員生協のイベントにて直接アンケートを取りました！
また、会員団体の協力により、越谷市民まつり、久喜市民まつりでもアンケートの配布回収を行ないました！



事務局長コラム 消費者裁判手続特例法に関する動き

消費者裁判手続特例法（仮称で集団的消費者被害回復訴訟制度と表現していた）の施行に向け、現在、消費者庁で「特定適格消費者団体の認定・監督に関する指針等検討会」が開かれています。9月18日開催の第6回検討会までの検討内容に対して全国11の適格消費者団体連名で以下の主旨で11月11日に「意見書」を提出しています。

現状とかけ離れている、大部分をボランティアに依拠している、人的・財政的・事務的に更なる負担を増大させるなど、新制度を継続的に担っていくことが可能であるのか懸念を禁じ得ない。また、新制度を利用する消費者の視点からも手続的に負担が大きく、二段階目の授権を断念することになるのではないかなどです。

さらに、10月以降の検討会では「報酬及び費用の基準」が検討されています。12月11日開催予定の第10回検討会では適格消費者団体からのヒヤリングが計画されています。消費者・消費者団体の長年の取り組みの成果として成立した消費者裁判手続特例法が、当初かかげた「泣き寝入りをなくす制度」として運用できるように取り組みを継続していくことが求められている状況です。

以上

なくす会この間の主な差止請求関連活動報告（2014年10月～12月）

◀下線：この間に新しく送付した文書▶

現在までに「申入れ」を行なった事案

業種	問題とした主な不当条項	成果・経過等（2014年11月現在）
大学学生寮 【継続中】	学生が会館内に残置した物についての処分、解約時の違約金に関する条項など	改訂契約書について、10月の印刷所からの納品後に送付するとの回答を9月に受領していました。その後、改訂後の契約書を11月に受領しました。
クーポンサイト 【継続中】	返金条項、免責条項、加盟店との契約内容など	クーポン購入者に対して一切責任を負わないとした条項等について2014年10月、条項の修正などを求める申入れを行ない、『条項を修正する予定』との回答を受領しました。なお不十分と思われる点の修正を求め、12月、再度申入れを行なっています。

現在までに「問合せ」を行なった事案

医療専門学校 【継続中】	推薦入学における入学金、授業料の不返還について	一部条項の修正を検討中との回答を受け、改訂後の学生募集要項（案）を受領しました。
学習塾 【継続中】	授業料の不返還条項などについて	左記条項を定める理由について9月に受領した回答を受け、2014年11月、消費者に誤解を与えない形に修正する予定の有無について問合せを行ない回答を受領しました。
日焼けサロン 【継続中】	日焼けマシン利用に関しての免責条項などについて	免責の範囲の明確化を検討中との回答を受け、2014年10月、改訂後の規約の送付を求めるとともに、なお不明な点について再度問合せを行ない、回答を受領しました。

※ その他、インターネットプロバイダーなどの案件について検討中です

活動委員会の活動報告

昨年度実施した（2013.10～2014.2）消費者被害アンケート・めやすばこ【健康食品トラブル編】の結果をもとに、健康食品を扱う大手事業者10社に対し、アンケート調査を行ないました。主な調査項目は以下の通りです。現在、うち2社から回答がありました。

- 商品を購入した消費者に対し、満足感などを聞いていますか
- 上記を実施している場合、広告などに利用していますか
- 貴社の商品について広告を出す場合に特に重視している点は何ですか
- 広告に関する自主基準はありますか
- 広告における「注記事項」の文字のポイント数の基準を設けていますか

ご報告 ★ 第50回埼玉県消費者大会が10月21日(火)に開催されました★

午前中の全体会には約1,200人の参加があり、基調報告、「埼玉県への要請書」の確認、作家の大江健三郎さんによる『私の人生を貫いているもの』と題する記念講演の後、大会アピールが採択されました。

午後の分科会では5つのテーマに分かれて学びました。なくす会は実行委員会団体として参加、第3分科会(消費者問題)を担当しました。



第3分科会「なぜ減らない?消費者被害」～だます側のテクニックって?～

寸劇: 杉戸町くらしの会『だまされないで、あなたの家は大丈夫?』

助言: 山下則子さん、山口玲子さん、二ノ宮小百合さん、斎藤香織さん

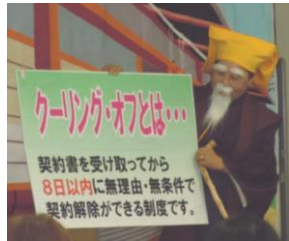
(埼玉県消費生活コンサルタントの会)

報告: 高橋 智氏(関東財務局) 詐欺的な投資勧誘被害防止について



杉戸町くらしの会

だまされて高額な家の修理
工事契約をしたおばあさんに
水戸黄門様がクーリング・オフ
を勧めて被害に遭わずに済んだ
というお話。本物の劇団のよう
で会場は大盛り上がりでした



相談事例

電話勧誘販売、訪問販売、通信販売について相談員より事例を紹介。その後助言者の山下さんから会場の参加者に、同様の手口で被害に遭いそうになったことはないか、どのように断ったかなどの体験談を聞きながら、騙す側のテクニックと、被害防止の方法を学びました。参加者からは、『自分の家にも“市役所のほうから”と業者が訪ねて来たことがある』『通信販売はクーリング・オフが適用されないことを初めて知った。すぐに申し込まずに、条件などをよく読んでから申し込みしたい』などの声があがりました。助言者からは『必要ないものはきっぱり断る』『迷った時も断る(せかす業者とは契約しない)』『契約しないと断ったのに再勧誘する行為は違反』『訪問販売は認知症の方もターゲットになる。ご近所の見守りを』『ネット販売の場合、電話・住所が実在するかなどの確認も大切。商品名から検索するのはキケン。信頼できるショップから購入を』『困った時は悩まずすぐに消費生活センターに相談を』などのアドバイスがありました。

埼玉県母親大会連絡会 事務局長川上さんよりまとめの挨拶

被害事例などを聞くと意外と身近にあることがわかりました。高齢者の見守りはとても大切なことです。今日学んだことを、おしゃべりしながら地域に広げることが被害防止につながります。

★この間の主な会議★

検討委員会運営促進会議(10/28) 第3回理事会、第3回検討委員会(11/28)

第3回活動委員会(10/10) 第4回活動委員会(11/12)

第17回適格消費者団体連絡協議会(於:京都)(9/27~9/28)

平成26年度第1回埼玉県・適格消費者団体連絡協議会(10/9)

第4回日弁連・適格消費者団体懇談会(10/30)



『こんな広告にご用心！』

～正しい広告の見方～

2014年12月22日(月) 10時～12時

講師：倉本 仁美さん

JARO (公益社団法人 日本広告審査機構)



どんな広告への苦情が多いのか、実例を学び、
テレビ、雑誌、新聞、インターネットなどに
あふれている広告に
惑わされないようにしましょう！



会 場 浦和コミュニティセンター第13集会

JR浦和駅 東口徒歩1分(浦和パルコ上 コムナーレ10階)

駐車場 あり (有料)

定 員 80名(要申込み)

参加費無料

《お申込み・お問い合わせ》

適格消費者団体 特定非営利活動法人 埼玉消費者被害をなくす会

TEL048(844)8972

FAX048(844)8973

※ 前号でお知らせした『自動車保険についての学習会』は都合により中止とし、
内容・日時を上記へ変更いたしました

加入・寄附のお願い

埼玉消費者被害をなくす会は、団体と個人の会費収入・寄附金により運営されています。
是非、個人や団体の方をご紹介ください！

また、会員加入以外にも、寄附金による支援もお願いしています。

詳しくは、なくす会事務局までお問い合わせください。



* 商品事故・契約トラブルにあった時は、支援センターや市町村の消費者相談窓口へ迷わず相談を！

◆ 埼玉県消費生活支援センター(埼玉県生活科学センター内) TEL048-261-0999

◆ 全国共通 消費者ホットライン TEL0570-064-370(ゼロ・ゴー・ナナ・ゼロ 守ろうよ、みんなを)

* 皆様からの情報提供が消費者被害防止につながります！疑問に感じる約款や契約内容、広告のコピー、
被害状況などを《なくす会》までお寄せください！ TEL048-844-8972 Fax048-844-8973